

公の施設の使用料の基本的な考え方

基本方針

H11年度の見直しと同様

○ 施設の設置(建設、大規模改修)

市民全体で負担(税金)

○ 日常の維持管理・運営経費(ランニングコスト)

受益者で負担

見直しの内容	見直し前	見直し後(H23.6.1以降)																	
受益者の負担割合 (施設のランニングコストのうち、受益者(便益を受ける者)から負担いただく割合)	受益者負担対象経費の利用者負担率 施設の種別により負担率を設定 <table border="1"> <tr> <td>一般集会施設</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>体育・文化・福祉・研修活動</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>社会教育・生涯学習</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>地区活動・コミュニティ</td> <td>25%</td> </tr> </table> 使用料の算出における稼働率 稼働率100%と仮定して算出	一般集会施設	100%	体育・文化・福祉・研修活動	75%	社会教育・生涯学習	50%	地区活動・コミュニティ	25%	受益者負担対象経費の利用者負担率 一律 70% サービスの提供範囲(利用対象者制限の有無)に応じた負担率に見直す。 実際には該当施設がないため、負担を一律70%で設定 使用料の算出における稼働率 稼働率に応じ、施設未利用時間分を負担してもらう。 <table border="1"> <tr> <td>稼働率 25%未満</td> <td>50%割増</td> <td>50%稼働で算出</td> </tr> <tr> <td>稼働率 25～50%未満</td> <td>30%割増</td> <td>70%稼働で算出</td> </tr> <tr> <td>稼働率 50%以上</td> <td>割増なし</td> <td>100%稼働で算出</td> </tr> </table>	稼働率 25%未満	50%割増	50%稼働で算出	稼働率 25～50%未満	30%割増	70%稼働で算出	稼働率 50%以上	割増なし	100%稼働で算出
一般集会施設	100%																		
体育・文化・福祉・研修活動	75%																		
社会教育・生涯学習	50%																		
地区活動・コミュニティ	25%																		
稼働率 25%未満	50%割増	50%稼働で算出																	
稼働率 25～50%未満	30%割増	70%稼働で算出																	
稼働率 50%以上	割増なし	100%稼働で算出																	
共益部分に係る負担の考え方	$\text{使用料} = \text{基本割額} + \text{時間額}$ <p>受付等の人的サービスと玄関・トイレ等の共益部分に係る経費は、1回の使用につき必然的に伴うため定額の「基本額」として設定</p>	$\text{使用料} = \text{時間額}$ <p>共益部分も含め、使用時間に対する負担に見直す。</p>																	
使用料の設定区分	通常・ 午前の特例・ 午後の特例 [使用料額の比較] > >	全日均一の料金設定																	
	日中の使用料を低減することにより、利便性の向上と利用促進を図るために特例を設定	利用状況に変化が見られず、特例による効果が見えないため、全日均一の料金設定に見直す。																	

《参考》 貸館施設の使用料金の算出方法

$$A \text{ (受益者負担額)} = \text{ランニングコスト} \times \text{受益者負担率(70\%)} \times \frac{\text{対象の部屋面積}}{\text{施設の延べ床面積} - \text{共益面積}}$$

稼働率 50%以上の施設

100%稼働として算出

$$\text{1時間当たりの使用料} = A \div \text{年間稼働時間 (稼働日数} \times \text{稼働時間)}$$

稼働率 25～50%未満の施設

70%稼働として算出

$$\text{1時間当たりの使用料} = A \div \left(\text{年間稼働時間} \times 70\% \right)$$

稼働率 25%未満の施設

50%稼働として算出

$$\text{1時間当たりの使用料} = A \div \left(\text{年間稼働時間} \times 50\% \right)$$

【激変緩和措置案】

現行の使用料と見直し後の使用料の額との差が大きい施設については、激変緩和措置を設け、3年間で段階的に見直しを行う。

対象とする差額の率等は現在検討中

今回の見直しは、市民プール等のように入場料体系の料金施設は対象外